

公の施設に係る指定管理者評価表

1 施設の概要

所管課	市民生活部 生活環境課		
対象施設	施設名	大田原市火葬場	
	所在地	大田原市若草1-1475-4	
指定管理者	名称	(株)五輪・(株)宮本工業所 共同事業体	
	所在地	富山県富山市奥田新町12-3	
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日		年数 5年
選定方法	公募	評価実施年度	令和7年 4年目

2 利用実績等

実績の内容（単位）		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
稼働日数	(日)	302	303	304	301	
火葬件数	(件)	1,605	1,497	1,591	1,519	
	()					

3 収支の状況（対象年度の決算）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	前年比（%）
収入（円）							
	指定管理料	28,512,000	28,363,000	28,703,000	28,050,000		97.7%
	利用料金						
	自主事業	4,039,859	6,740,882	7,605,130	7,478,656		98.3%
	その他						
合計 A		32,551,859	35,103,882	36,308,130	35,528,656		97.9%
備考 ※評価実施年度の「その他」の収入の主なもの							
支出（円）							
	事業費	16,882,502	16,262,112	16,264,905	15,158,909		93.2%
	管理費						
	人件費	14,284,000	14,284,000	14,284,000	14,284,000		100.0%
	自主事業	4,487,707	6,380,853	6,952,784	6,738,959		96.9%
	その他						
合計 B		35,654,209	36,926,965	37,501,689	36,181,868		96.5%
収支状況（円） A－B		△ 3,102,350	△ 1,823,083	△ 1,193,559	△ 653,212		
備考 ※評価実施年度の「その他」の支出の主なもの							

4 所管課による評価

分類	評価項目	チェック項目		評価点
総則	業務従事者要件	■	業務執行体制（各業務、作業責任者等）が明確になっているか。	4
	報告書提出	■	事業報告書は不備なく提出されたか。	3
	意思疎通	■	市と指定管理者で十分な打合せを行い、業務を遂行しているか。	4
	各種管理記録等の整備保管	■	業務計画書・業務日誌・出納管理帳簿及び点検・修繕・事故等の記録を整備し、保管しているか。	4
	非常時、緊急時等の対応	■	対応マニュアル（連絡網含む）が整備、保管され、マニュアルに基づき措置を講じたか。	3
		■	トラブルやクレームに対して、適切に対応しているか。	
		□	事故等が発生した場合、報告書が提出されたか。	
収支状況	適正な収支状況	■	予算に対して適切な決算状況となっており、収入と支出のバランスが取れているか。	4
	事業コストの適切な見直し	■	支出の内容を振り返り、事業に支障が生じない範囲で経費の節減に努めているか。	4
	修繕費の適切な執行	■	協定で定められた修繕費については計画的に執行し、余剰金が生じた場合は市へ返還しているか。	3
建造物 保守管理	法定点検	■	法定点検は、内容、時期、資格者等法令基準に基づき実施されているか。	4
		■	修理、更新が必要な場合等の報告を適切に行っているか。	
	修理	■	修繕工事は適切だったか。	4
設備・備品 保守管理	取扱説明書	■	機器等の取扱説明書が整備・保管されているか。	4
	法定点検及び定期点検	■	法定点検は、内容、時期、資格者等法令基準に基づき実施されているか。	4
		■	修理、更新が必要な場合等の報告を適切に行っているか。	
	修理	■	修繕工事は適切だったか。	4
外構施設 保守管理	保守点検	■	法定点検は、内容、時期、資格者等法令基準に基づき実施されているか。	4
		■	修理、更新等が必要な場合の報告を適切に行っているか。	
	修理	■	修繕工事は適切だったか。	4
清掃業務	清掃	■	清掃は適切に行われているか。	4
警備業務	防犯及び防災	■	業務が仕様書や計画に基づいて実施されているか。	4
		■	マニュアルは作成されているか。	
		■	マスターキー等の管理は適切か。	
		■	管理システムの対応は適切か。	

施設利用案内	行事開催案内等	☐	パンフレット等は整備されているか。	4	
		☐	ホームページは見やすく、適宜更新されているか。		
		☒	提案された事業は行われたか。		
	機器の管理	☒	施設内の機器の操作研修を行う等、適切に管理できる体制の構築に努めているか。	4	
情報の管理	情報公開及び個人情報の保護	☒	情報公開の取組及び個人情報の管理は適切に行われているか。	4	
その他	その他	☐	(その他施設の特性に応じた評価項目)		
合計点数		点数	77 点	100点満点に換算した点数	77 点
		満点の点数	100 点		

(1) 各評価項目の評価点の基準

- 5点（協定、事業計画等に対して特に優れた項目）
- 4点（協定、事業計画等に対して優れた項目）
- 3点（協定、事業計画等を満たした管理の項目）
- 2点（協定、事業計画等の水準を満たしておらず、改善を要する項目）
- 1点（直ちに改善の指示を行うべき項目）
- 0点（以前の改善の指示に基づく改善がされていない項目）

(2) 合計点数（100点満点換算後）の評価基準

- 100点～81点（優良：特に優れた水準の施設管理を行っている。）
- 80点～61点（良：優れた水準の施設管理を行っている。）
- 60点～41点（標準：協定、事業計画等の内容を満たした施設管理を行っている。）
- 40点～21点（要改善：全体的に施設管理の水準を見直すべき状況。）
- 20点～ 0点（不適切：指定の取消し又は業務停止命令を検討すべき状況。）

(3) 各項目において1点又は0点の評価がある場合は、合計点数の評価基準にかかわらず、指定の取消し又は業務停止命令を行う場合がある。

(4) 指定管理者からの報告及び職員による立入調査に基づき、各項目のチェックを行うこと。

【管理・運営の成果、評価が低かった項目等、年度内の総括】

協定、事業計画等に基づき適切な管理運営がなされており、優れた水準の施設管理が行われていると評価できる。次の事項についてより優れた管理運営のため見直しが必要である。
修繕費については余剰金が生じたため、市へ返還となった。協定で定められた修繕費については、計画的に執行すること。

【指導助言及び改善の指示の内容】

自主事業を行う前には、事前に市生活環境課と協議の上、自主事業計画書を提出すること。